

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

国において、新たな経済対策として、令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が決定され、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を行うことが示されました。

今後、国から実施に当たっての正式な通知等が発出される予定ですが、速やかに給付に向けた準備を進め、迅速な支給を行う必要があることから、現時点で判明している給付金の概要及び本市の対応（案）について御報告します。

1 給付金の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への、速やかな生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型（※）」で給付する。

※ 本市から対象世帯に確認書を送付し、あらかじめ印字された情報（世帯主の氏名、住所及び振込口座番号（特別定額給付金の情報を活用）等）を確認及び返送いただくことで煩雑な手続きを省略

(2) 対象世帯

ア 住民税非課税世帯等

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ 生活保護世帯や条例により減免されている世帯を含む

イ 家計急変世帯

アのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯中の住民税課税者全員の令和3年の収入見込額が、非課税となる水準以下である世帯

※ ア・イともに、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く

(3) 給付額

1世帯10万円

(4) 事業スキーム

ア 住民税非課税世帯の場合（プッシュ型）

（ア）課税情報と住基情報を突合して対象世帯を抽出

（イ）対象世帯に支給案内チラシと確認書を送付

（ウ）確認書の返送を受け、内容を確認のうえ、指定口座に振込

イ 家計急変世帯の場合（申請型）

申請による受付・給付を実施

2 本市の対応（案）

(1) 事業費の見込

337億4千万円

※ 給付費，事務費ともに全額国庫負担

今後の迅速な支給に備えるため，予備費を活用し，支給案内チラシや確認書を作成のうえ，プッシュ型での対象世帯への周知・送付を行う。また，個別の支給手続きに向け，可能な限り速やかに補正予算を提案予定

（支給スケジュールを踏まえ，繰越明許費・債務負担行為を設定し，令和4年度当初予算に一部経費の計上も予定）

ア 給付費

330億円

※ 市内の住民税非課税世帯を約30万世帯，家計急変世帯を約3万世帯と推計（国の例示を参考に，家計急変世帯数を住民税非課税世帯数の10%と想定）

イ 事務費

7億4千万円（コールセンター運営費，書類審査等委託費，事務局賃借料，印刷・郵送費及び振込手数料等）

※ 過去の同種の事業を参考に算出

(2) 給付までの流れ

住民税非課税世帯等		家計急変世帯	
京都市	対象世帯	京都市	対象世帯
①対象世帯を抽出			①コールセンターに電話
②支給案内チラシと確認書を送付	※ ③確認書の確認 申告欄にチェック	②申請書を送付	③申請書の記入 必要書類の添付
⑤確認・審査	④同封の返信用封筒により，返送	⑤確認・審査	④同封の返信用封筒により，返送
⑥支給決定		⑥支給決定	
⑦口座振込		⑦口座振込	

※ 対象世帯は，確認書にあらかじめ印字された情報（世帯主の氏名，住所及び振込口座番号）を確認するとともに，住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないことを申告欄にチェックし，同封の返信用封筒により返送する。

(3) 実施体制

受付及び審査事務等は民間事業者への委託により実施

なお，委託事業者については，12月20日から24日正午までの間，公募期間を設け，提案のあった事業者の中から，「業務理解度」「個人情報保護の厳格性」「柔軟な実施体制」「地元貢献度」「見積金額」などの評価基準に基づき，選定することを予定している。

ア 電話対応や書類審査等を行うため，実施拠点としてコールセンター及び審査部門を設置

イ 郵送方式による手続きを原則とするが，家計急変世帯等で来庁者の対応ができるよう市役所に専用ブースを設置

(4) 対象世帯への周知

ア 対象世帯に個別に郵送で支給案内と確認書を送付

イ アと併せて、京都市情報館等に情報を掲載するとともに、各保健福祉センターにおいて周知チラシの配架

(5) その他

虐待等による措置入所者，DV等避難者及びホームレス等の要配慮者について，丁寧な制度周知，案内等を予定

3 今後のスケジュール（案）

時期	内容
1 2月中	・コールセンター及び審査業務等について，プロポーザル方式による事業者の選定・契約締結 ・実施拠点の確保
1 月中下旬まで	・コールセンターの設置 ・書類の印字，封入
1 月 31 日～	・書類をプッシュ型で対象世帯に順次送付，受付開始
2 月中旬	・支給開始（支給要件・振込口座を確認後，順次支給） 注：受付当初は，申請が殺到することから，支給には概ね1箇月程度を要する見込み

※ 予備費を活用し，選定した委託事業者や関係各所と連携のうえ，2月中旬の支給開始に向けて，必要な準備を進めていく。